

# 障害者総合支援法による補装具費の支給

補装具を必要とする障害者等に対し、補装具の購入又は修理に要した費用の額から利用者負担額（原則 1 割）を差し引いた額を補装具費とし、公費で支給する制度です。手続きは次の通りです。

1. 福祉事務所に申請をする。
2. 義肢装具製作所に製作・修理の見積書作成を依頼し、見積書を福祉事務所に提出する。
3. 福祉事務所より更生相談所に判定依頼(書類判定)が行われる。
4. 次のいずれかの方法により医学的判定を受け、指定医の証明した意見書を福祉事務所に提出する。
  - (a) 更生相談所に来所予約をし、判定を受ける。
  - (b) 福祉事務所で所定の意見書を入手し、医師の診察を受ける。
5. 更生相談所は、判定依頼に基づき福祉事務所に判定書を交付する。
6. 本人宛てに補装具費支給決定通知書、補装具費支給券が発行される。
7. 本人は、義肢装具製作所に支給券を提示し、契約を結ぶ。
8. 義肢・装具の製作または修理を行う。
9. 指定日に更生相談所に行き適合判定を受ける。
10. (a) 償還払いの場合：義肢装具製作所へ製作費を支払い、義肢・装具と領収書を受領する。  
 (b) 代理受領の場合：自己負担額を義肢装具製作所へ支払い、義肢・装具と領収書を受領する。代理受領の委任状に記名押印する。
11. (a) 償還払いの場合：市町村へ費用を請求し、後日市町村より製作費用（自己負担分は除く）が支払われる。  
 (b) 代理受領の場合：義肢装具製作所が市町村に残りの費用を請求し、製作所に支払われる。

